

事務連絡
令和4年12月5日

各医療機関管理者様

徳島県保健福祉部医療政策課

電話や情報通信機器を用いた診療について

日頃は、本県の保健医療行政の推進に御理解、御協力を賜りお礼申し上げます。

さて、現在、令和2年4月10日付けで発出されました「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）に基づき、電話や情報通信機器を用いた診療（以下「電話・オンライン診療」という。）の特例措置が講じられております。

新型コロナウイルスについては全国的な感染の増加が継続しており、一部地域では季節性インフルエンザの増加傾向もみられるところ、同時流行が生じた場合には、新型コロナウイルスの検査キットによる自己検査の結果陰性となった者で、インフルエンザ等の体調不良等により受診を希望する発熱患者が多数生じることが見込まれており、地域の外来医療体制を補完するために、電話・オンライン診療により、発熱患者に対する診療体制を強化することが求められています。

つきましては、電話・オンライン診療に係る留意点等について別紙のとおりまとめましたので、診療や事務処理の際にご参考いただくとともに、現在未実施の医療機関におかれましても、電話・オンライン診療の実施について、ご検討いただきたく存じます。

御多忙のところ大変恐縮ですが、県下の医療提供体制の確保のため、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

【担当】

徳島県徳島市万代町1丁目1
医療政策課医事指導担当
電話：088-621-2366